

平成29年度

# 政務活動費報告

## 調査研究・会報

### ◆政務活動費とは

地方自治法の規定に基づき、町が条例を制定し、松伏町議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報、事務等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な経費に対して交付される。

交付対象……………松伏町議会議員で構成される会派

交 付 額……………月額10,000円×所属議員数

(単位：円)

会派名	収入額	活動支出額	残額 (町へ返還)	主な内容
自民クラブ	600,000	519,404	80,596	行政視察費・会報発行費
町民クラブ	150,000	120,000	30,000	行政視察費・研修費
公明党	240,000	171,004	68,996	行政視察費・資料購入費
日本共産党	240,000	129,050	110,950	会報発行費・資料購入費
無所属クラブ	240,000	172,030	67,970	研修費・資料購入費
新自民クラブ	180,000	120,210	59,790	行政視察費・研修費
自由クラブ	50,000	34,540	15,460	行政視察費

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

※町ホームページに収支報告書、出張調査報告書を掲載していますのでご覧ください。

※参考…5市1町（議員1人あたり）

草加市…年額 60万円    越谷市…年額 96万円    八潮市…年額 20万円  
三郷市…年額 36万円    吉川市…年額 24万円    松伏町…年額 12万円